

漢代名族考

—楊氏をめぐる—

欠 端 實

目 次

- | | |
|--------------|--------------|
| はじめに | (2) 楊敞から楊譚まで |
| 1. 漢代の功臣 | (3) 楊宝から楊修まで |
| 2. 楊家の家系 | (4) 楊修以降 |
| (1) 楊喜から楊並まで | 3. むすび |

はじめに

モラロジーの創立者、広池千九郎が、後進の課題であるとした研究テーマのひとつに、世界各地における永続家系の研究があげられている⁽¹⁾。その目的とするところは、モラロジーの視点に立脚して永続家系を考察するということであって、家系の永続という現象を、家の或は家を構成する個人の道徳性という側面から、あるいは又それぞれの時代や地域の倫理・道徳思想との関

連から考察することによって、「永統」という現象の背後に支配していた思想や文化を解明していくところにある。今日の道徳的価値をもって、歴史上の事件や人物、あるいは制度を裁断し、短絡的な結論を出すことがあってはならない。

もとより「家」といい、「永統」といい、議論のあるところであるが、ここに小論を発表するゆえんは、永統家系を考察する視点そのものを、より豊かなものにしたいという意味あいからに他ならない。永統家系の研究は、理論的にも、実証的にも将来の研究に俟つところ大きいと考えられる。

すでに日本やヨーロッパの旧家に関する論考が発表されているので、それらにならいつつ、ここでは中国古代の名族をとりあげて、永統という現象を考える際の問題点を少しでも鮮明にできればと思う。

1. 漢代の功臣

直接、考察の対象とするのは、前・後漢時代の楊家であるが、楊家自体、まず漢の功臣として史書に登場し、やがて後に名族としての地位を確立する。そこで、楊家の検討に入る前に、漢代における功臣の一般的なあり方を確認しておきたい。

『漢書』の功臣表によれば、初代の高祖から12代の成帝に至る間に、列侯、王侯に封ぜられた功臣の数は表1のごとくである。

高祖	141名
惠帝	3名
高后	31名
文帝	27名
景帝	29名
武帝	89名
昭帝	15名
宣帝	36名
元帝	6名
成帝	30名

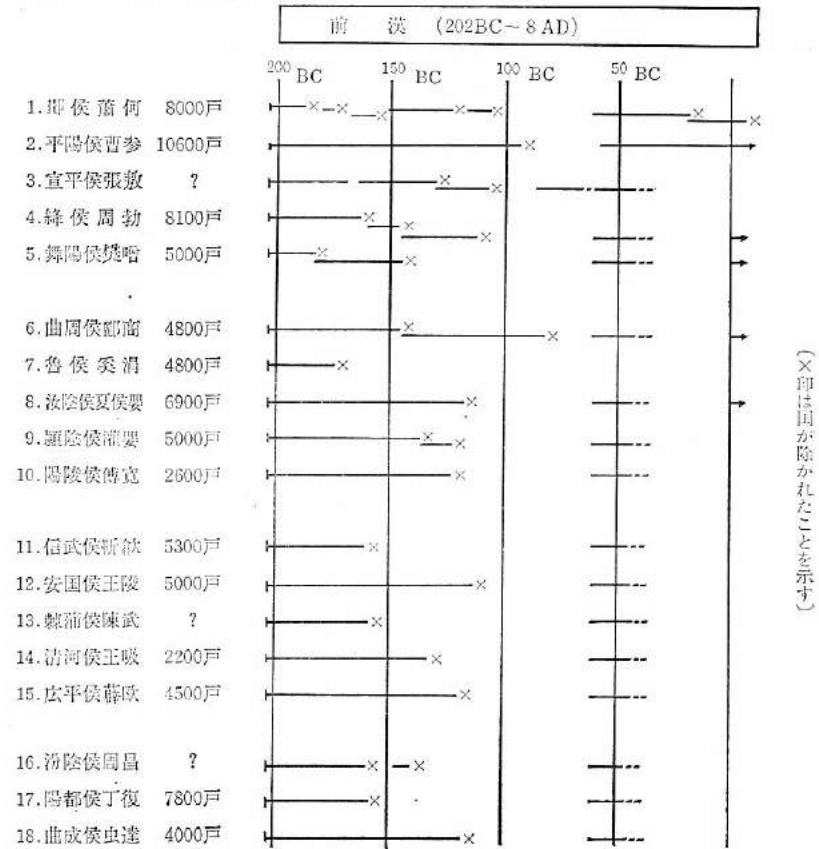
『漢書』
卷16・17

表1の内、試みに漢初の高祖、惠帝、高后三代の功臣中、外戚および王子を除く152名について、存続の状況を調べてみると、孫の代にして早くも6割の功臣が、その封国を取り除かれていることが判明する。⁽³⁾

この内さらに漢王朝成立に際して大功のあった18名の功臣について、その存続の状況を詳しく追跡してみると、次表の通りであって、漢初三代の

漢代名族考

表II 漢初の18功臣



〔『漢書』卷13, 16, 39~42〕

(x印は国が除かれたことを示す)

功臣のたどった経過と符節を合するような結果がでてくる。

つまり7・80年を経過した時点で、大半の功臣は、その封国が取り除かれ、100年を越えてなお封国を維持することができたのは、18功臣中、わずか2家のみである。もしこうした推移が漢代功臣の一般的なあり方と見て差しつかえないものとするれば、その原因は何に帰せらるべきであろうか。

前漢から後漢にかけての歴史の変遷は、法家的皇帝政治、一君万民体制から儒家主義への過程として説明されている。⁽⁴⁾ すなわち、「家族的人間を個人

に分解して直接に支配しようとする、「法家的皇帝政治」は、儒家思想が社会的地歩を確立するに従って、法家的かつ儒家的なものへと変容をはじめ、さらには儒家的なものへと転化していく⁽⁵⁾。こうした変化をもたらした背後に、社会情勢の変化があった。その社会情勢の変化とは、地方豪族の抬頭であり、豪族出身官僚の輩出であった。そして宣帝のころから儒家思想を身につけた豪族官僚が出現し、法家的理論によって支えられていた官僚機構は、儒教理論を奉ずる豪族出身の官僚によって代替運営されていくこととなる⁽⁶⁾。

総じて、前漢時代には、権力を代表する官僚と、豪族集団との対立・抗争が著しく目立つが、やがて後漢時代になると、中央権力は豪族に対して放任・許容・妥協といった態度を示すようになってくる⁽⁷⁾。かくて前漢時代には敬意をもって表現されることの絶無であった豪族が、一種の敬意をもって表現されてくるようになる⁽⁸⁾。以上の社会背景の内から、名族が登場してくることとなる。

このような前漢から後漢への歴史の推移の中で、先の前漢の功臣のあり方を考えた場合、功臣の封国が次々と取り除かれていった理由として、この、王朝権力の貫徹をめざして法家的支配を実現しようとした前漢王朝の支配体制をあげてよいと考えられる。そしてそのことは具体的に、封国の継承の問題の中に現われてくる。

すなわち国除の理由として2大原因があげられるが、第1は有罪である。漢初3代の功臣中、外戚および王子を除く152家について、その国除の理由を整理すると、罪を犯して国除された場合が非常に多いことに気付く⁽⁹⁾。有罪とされたそれぞれの事件が犯罪を構成するか否かは、皇帝の裁断に委ねられたであろうから、そこに法家的公権力が如実に表現されると考えられる。1つの例を示せば、宣帝が、刑罰を用いることはなはだ厳刻であると諫められた時に、「漢の皇室はそれ自身の制度をもっており、王道と霸道とをあわせ用いている。単に徳教にのみまかせることはできない⁽¹⁰⁾」といい返していることなど、よき例であろう。

国除の2大原因の第2は、継嗣子のないことによるものである。これは前

漢の相続法と密接な関連を有している。前漢王侯の相続は、原則として、ただ実子のみ継承が許されたにすぎず、孫・兄弟の子のごとき近親といえども、制度上は相続することが認められなかった。ただ時に恩恵的、例外的に紹封、復家が許されることがあっただけである⁽¹¹⁾。実際、嗣子のないことが国除の理由とされている場合が約130例ある。これからしても、この相続法が、王侯に断絶の脅威を与えるのに充分であったことが容易に首肯できる。ただし、この相続法も、中央権力が確立するに従って、その制限が緩和される傾向にあったという⁽¹²⁾。果してそのことが言えるとすれば、その理由は、先にみたごとく、前漢から後漢へかけての社会情勢の変化に伴なり、政治体制の変化によるものであろう。

ところで、列侯に与えられた封国に関して、上来見てきたこととは反対に、これを維持しようとする考えも存在したのである。最後にこの点を検討したい。

まず取りあげなければならないのは、列侯に封ずる際のいわゆる「封爵の誓」の誓の内容である。『漢書』の功臣表（高惠高后文功臣表）の序には、

「たとえ、（黄）河が帯の如く細くなるときがこようと、泰山が次第に高さを減じて地上よりその姿を没し去るときがこようと、汝に許し与えた諸侯たるの地位は、子々孫々に及ぶまで受けつがしめる」

とみえている。この誓の証拠として、鉄券が用意され、白馬の盟の儀式があった。鉄券は割符の一種で、半分は功臣に贈与し、半分は宗廟に保存し、ことある時は、つき合わせて用に供したものである⁽¹³⁾。また白馬の盟とは、「誓」のおわった後で、天子が相手の諸侯とともに、刑殺した白馬の生血に口づけて、誓約の固いことを神にかけてちかう儀式である。これで見限り、皇帝と臣下との間に、封の授受について誓約がとりかわされたかのごとくである。しかし封爵の誓の「誓」の性格は、「上位者が自分の信念とその地位とを神の權威にかけて宣言した⁽¹⁴⁾もの」と考えられ、従って、双務的契約でもなく、また下位者に対する誓約でもないという。それは「支配者の恣なる気分の中にある誓約で、上位者が神に対して誓うにすぎず、下位者にとっては命

令として受取るべき性質のもの⁶⁹である。とすれば、列侯の地位は、封爵の誓の存在にもかかわらず、本来的に不安定であり、皇帝の一存に委ねられていたことが判明する。

次に「存亡継絶」に触れておきたい。『春秋』や『論語』に記されているごとく⁷⁰、滅びた国を再興し、絶えた家系に後継ぎをたてることは、理想的な天子のつとめであった。前漢も、武帝の時に周の後裔を得て、これに爵邑を与えているし⁷¹、さらに元帝の時に至って、周承休侯として周の祭祀を奉じさせ、諸侯王に次ぐ位を与えている⁷²。そして成帝の時には爵を進めて公としている⁷³。殷については、成帝の時にその子孫がさがし求められ、孔吉に殷紹嘉侯の地位が与えられ、祭祀を受けつがせている⁷⁴。

漢の功臣に対しては、200年の治政中、2回にわたって、大々的に復家の恩典を授けている。第1回が宣帝の元康4年で、136人の功臣の子孫が封国の継承を許されている⁷⁵。第2回目は平帝の元始元年であるが、この時のことは、「諸侯王、公、列侯、関内侯の、子がなくて孫のある者、兄弟の子を養子としている者は、みなそれを嗣子とすることができるようにした」と記され、翌元始二年には曲周侯らの後裔113人に関内侯の爵位が与えられたと記されているのみで、詳細は知る手がかりがない。

功臣全般を対象とするのは、前漢においては以上の2回のみであるが、大功臣に対しては、さらに厚い恩典がほどこされている。前漢第1の功臣とされた蕭何の場合がよい例で、6度も国除の状態に陥りながら、その都度、高后、文帝、景帝、成帝によって、特別の保護が加えられ、復家している⁷⁶。

また断絶して後嗣がない時に、墓守りとして20家とか10家、あるいは、5家を与え塚を守らせることもしている⁷⁷。これは興滅継絶ではないかもしれぬが、共通の考えからなされたものである。

こうして「興滅継絶」がなされ、漢に先だつ王朝の王家の子孫や、漢朝の功臣の子孫の復家をはかる意図がどこにあったかといえば、まず第1に、受命した皇帝・中興の君主の義務として受けとめられていたことによる⁷⁸。第2には、皇帝の、天意に應ずるための行為の一つであると考えられたことによる

⁷⁹し、第3には、皇帝の徳を樹立するための行為であると考えられたことによる⁸⁰。しかしながらこの「興滅継絶」は、その具体的な施行にあたっては、その時々皇帝の恣意にまかされていたのであって、制度として確立されることはなかった。あくまで恩恵的、特例的に行なわれたものにすぎなかった。

以上、封爵の誓や「興滅継絶」の検討の結果、これらは共に封国の維持や復興を目的としたものではあっても、前漢王朝の法家的支配に拮抗するだけの力をもつには到っていなかったと考えられるのである。

以下に楊家を取りあげて行くこととするが、楊家の歴史もまざれもなく、上述の歴史的推移の中で変遷をたどっている。

2. 楊家の家系

楊喜にはじまる楊家の系図は下記(次頁、表Ⅲ)の通りである。

この系図は以下の3つの部分、すなわち

- (1) 楊喜から楊並まで
- (2) 楊敞から楊譚まで(含楊暉)
- (3) 楊宝から楊修まで

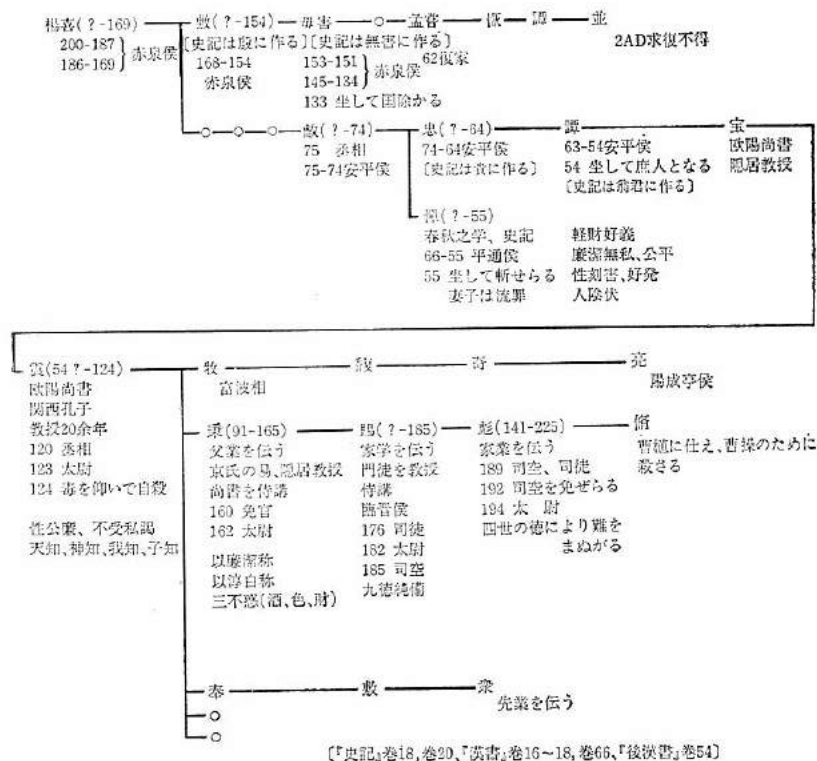
に分けて叙述していくのが便利である。

(1) 楊喜から楊並まで⁸¹

楊喜が赤泉侯に封ぜられたのは軍功によってである。『史記』項羽本紀によれば、高祖(劉邦)の配下にあった楊喜は、項羽との最後の戦に参加し、項羽を追いつめて遂に項羽をして自刎させ、項羽の屍を諸將と共に分取する。その功をもって項羽の所領を他の4將と共に分与され、侯に封ぜられることとなった。この時の5將はいずれも死して莊侯の諡号がおくられている。

楊喜以下、子の敷、孫の母害と赤泉侯が承継されていくが、母害の時に坐して国が除かれている。母害の孫、孟嘗の時に宣帝による「興滅継絶」の恩典に浴し復家している。この間の経緯は漢代功臣のたどった道と軌を一にする。

表III



孟嘗の子、恢もまた父同様赤泉侯に封ぜられたようであるが、孟嘗の孫、譚ならびに譚の子、並は侯に封ぜられなかったらしい。並はたまたま元帝が多くの功臣に復家の恩典を施すのに際会し、赤泉侯に復されんことを求めたが容れられずに終わったという。

楊喜から並まで8代の事蹟は、『史記』にも『漢書』にも列伝としての記載がなく、これ以上のことは不明である。要するに軍功によって得た赤泉侯の地位も3代目にして奪われてしまっている。5代目の孟嘗の時、復家の恩典に浴したが、彼以降、侯の承襲は1代限りのものとされた模様で、6代の恢、7代の譚は改めて侯に封ぜられたが、8代の並は承襲を願い出たにもか

かわらず、それが許されなかった。

並以降については不明である。ただし侯国をとりのぞかれ、功臣としての地位を失ったからといって、楊家の子孫が途絶えたことを意味しない。以下にみるように楊家が後漢、南北朝を通じて名族として存続していったことから考えれば、並以下は功臣としての地位を失ったものの、楊一族としては、豪族として依然たるものがあつたと考えられるのである。

(2) 楊敞から楊譚まで

楊敞は楊喜の玄孫であるが、敞以下並に至る家系とどのような関係にあつたのかは不明である。

楊敞は元来小心者であつたというが、霍光に引き立てられて、後遂に丞相の位にまで昇つた。彼が丞相の任にあつた時、昭帝は嗣子のないままに崩じた。そこで霍光は皇后に請うて昌邑王をたてたが、彼は淫乱であつたため、廃立が議された。万一にも漢の皇室が祭祀を絶つようなことがあつてはならないとの意見もあり、結局、霍光に判断が委ねられた。彼は、昌邑王は宗廟をうけつぐべき人ではないと考え、昌邑王の廃位を決意した。この時楊敞もまた霍光と行動を共にしたのである。

楊敞の奏文が昌邑王の前で読まれ、「宗廟は一人一人の君主よりも重要である」として、廃位の理由が述べられた。かくて昌邑王は廃位・幽閉された。幽閉された昌邑王に対し、霍光は自己の不徳をわびながらも、「むしろ王にそむいても、あえて社稷にそむかなかつた」次第を述べたという。

昌邑王にかわつて宣帝がたてられ、前漢第8代目の皇帝として即位した。即位の翌月、楊敞は亡くなつてゐる。気の小さい彼には、この皇位継承をめぐる、丞相としての大役を果すには任が重すぎたのかもしれない。楊敞の後には子の忠が嗣いだが、敞の功勞をもって封邑3500戸が加増され、5500余戸の禄を食むこととなつた。

忠の弟に憚りがいた。彼は司馬遷の娘を母としている。丞相の子として早くから朝廷に名を顕わし、やがて平津侯に封ぜられた。その時彼は、父から分与された財産をすべて一族の者に施与した。彼には義を好み、財を惜しみな

く施すという所があった。朝廷にあっても、廉潔無私、公平と称揚された。しかしながら半面には、性格上刻薄なところがあって、好んで他人の秘事を発ぎたてようとした。それがために人の怨みを買うことが多く、結局、同僚の告発をうけて、大逆不道の罪に触れるとして、爵位を奪われ、庶民とされてしまう。それ以後は一介の庶民として農業・商業に従事していたが、その時の言動がまた告発され、再び大逆無道であるとされた。彼は腰斬の刑に処せられ、妻子は遠く酒泉郡に流されることとなる。この事件は一族にも波及し、兄忠の子、譚もまた連坐して、安平侯を剝奪され庶人となった。

楊一族にとってこの事件は大なる打撃であった。丞相を出した家の子2人が、ともに侯爵を剝奪され、政界と無縁の庶人となってしまったからである。しかしながら、ここで一族が崩壊することがなかったのは、既に宗族の基盤が、その規模は不明ではあるが、本貫地である弘農郡華陰県において確立していたためであろうと考えられる。楊敞以下、安平侯に封ぜられることわずか3代にして、再び庶人に返るわけであるが、しかしこの後に楊家が名族としてその地位を確立できたことを考えるとき、この楊暉の事件を機に転身を図った楊家のあり方が注目されなければならない。

(3) 楊宝から楊修まで

譚の子、宝の時に、欧陽の「尚書」を習得し、哀帝（6 B. C—1 A. D）、平帝（1—5 A. D）の間、民間にあって「尚書」を教授していることは、ただ単に時代の傾向にかなったことであるとみただけでは充分ではない。なぜなら、この後、楊家が「尚書」の教授をもって家学としているからであり、そのことが延いては楊家の存続の原因の一つにもなっていると考えられるからである。その意味では楊家は宝の時代にその方向転換を準備し終えたということができよう。

宝はひたすら民間にあって教授するのみであって、仕官には応じようとしなかった。後漢の武帝の時、その高節をもって称揚されたが、結局生涯を通じて官途には就かなかつた。

宝の時代、家計は困難を極めたようで、子供の震は早くに父と死別し母と

二人暮らしをしていたが、他人の土地を借りうけ、畑仕事をしながら自活していく生活を余儀なくされていた。もっとも「諸生」が畑作の助力を申し出たとあるから、父の門下生らの援助はあったかもしれない。

震もまた父と同様、欧陽の「尚書」の学を修め、やがてそれを教授すること20年に及び、年50に至るまで、州郡からの求めも断わり、仕官しなかった。彼の人格は広く世の人々の認めるところとなり、彼の本貫である弘農が函谷関の西に位置することから、「関西の孔子」と称されるようになった。

性格は公廉で、後に仕官してからも、私謁に応じようとはしなかった。四知として知られるエピソードは有名である。すなわち、彼が赴任の途次、昌邑の町を通った時のこと、昌邑の令、王密が、夜、金10斤を懐中にして訪問し、それを震に贈ろうとした。夜分ゆえ誰にも知られまいという王密を遮って、「天知る、神知る、我知る、汝知る」といって、賂を受けとらなかつたというものである。

このように彼自身公廉潔白であつたばかりでなく、子孫同族にもそうあることを求めた。それがため、子孫は常に粗食しかつ歩行したという。又故旧の「長者」が事業を始めようとした時、震は許さなかつた。理由は、後世の人から清廉潔白の官吏の子孫であつたと称揚されんがためである。これのみ限り彼は個人を越えて、家として、一族として、その存立の目的を持つべきことを自覚していたといえるのではなからうか。したがって家学としての「尚書」の学は、生活の糧を得るための具ではなくて、公平・廉直なる人格を錬成し、世々これを伝えていく際の指針を得るためのものであつたとも考えられるのである。

こうした性格の半面、慷慨家でもあつた。丞相や大尉にまで位を昇りつめてみると、姦臣が狡猾な策をめぐらし、側女たちの行為は壊乱しているにもかかわらず、これを誅することも禁止することもできないことを心痛し、「死は士の常分なり」と門人諸生に言い遣して、鴆毒を服して自殺するという激しきをもっていた。

関西の孔子と評される程の人格を備えた彼ではあつたが、70余才で自らの

命を断ったことから解るように、四絶の境地に到り得た孔子とは異なり、終生、烈しさを持ち続けた人であったと感ぜずにはいられない。

さて楊震には5子あり、中子の秉が父の名望を承けついでいた。秉もまた若くして父業つまり欧陽の「尚書」の学を修得したが、あわせて京氏の「易」も修めた。父と同様、壮年に至るまで専ら野にあって教授していたという。年40にして初めて仕官することとなった。官にあっては、これ又父の震に似て、公平さをもってたたえられ、奉禄を受けとる際にも、余禄は私門に入れなかった。また官を免ぜられた時のこと、かつての任地の官吏から錢百万を贈られたが、彼は門を閉じて受けとらなかった、というエピソードもある。

桓帝が即位するや、召されて家学の尚書を侍講した。宝から数えて3代目にして、家学をもって侍講するまでになった。しかも宝・震・秉3人とも爵位をもちあわせていない。敵から譚に至る楊家のあり方といささか異なっていることが解るのである。

秉も累遷して三公の位につくが、在職中は内外の不正を弾劾し、世の官僚を肅然たらしめた。又しばしば正論をもって皇帝に幾諫しては、皇帝に納れられている。

彼の性格も公平・廉潔でたたえられていたが、「淳白」（純白）と称せられたところから考えれば、父親よりも一層洗練された人柄を具えていたといえよう。彼は「わしは生涯、酒・色・財の三つの事に心を惑わされることになかった」と従容として語ったというが、事実、平常は飲酒せず、また早くに妻を亡くしながら再婚しなかった。

秉の後、子の賜が嗣だが、賜も又わかい時から家学を習った。「尚書」の学は宝に始まり賜に至るまで4代を累ねたが、3代の秉の時は「父業を伝う」と記されていたものが賜に至るや「学業を伝う」と書かれている。思うにこれは4代目を迎える頃には、「尚書」の学は楊家の学問として定着し、社会的にも評価がなされるまでに至ったことの反映であろう。宝以来の楊家の転身は内外の評価を得て、ここにその目的を遂げたといえよう。

さて賜は、その家学をもって、祖父や父と同様、退居、隠約して、門徒に

教授するばかりで、請われても仕官しようとしなかった。

しかし後には宮廷に召されて、靈帝に「尚書」を侍講することとなる。これ又、父が桓帝に侍講したことと軌を一にする。賜もいうように、学問をもって累世寵せられるまでになったのである。彼が亡くなった時、皇帝は素服して臨朝しなかったというから、文字通り、「師範の功、内外に昭たり」と言えよう。これは楊震以来の3代にわたる累積の結果、とりわけ父子2代にわたる侍講としての功績の結果とみるべきであろう。こうした点をも、賜の時代には、宝以来の累世の功が、確固たる地盤を築きあげたのを知ることができる。

在職中、彼も何度か引責して官を退いているが、ほどなく復帰しているし、一度は「師傅の恩」を理由として、罪をまぬかれている。彼および家自体に対する信頼の度の高かった証拠であろう。

彼の性格も一面には毅然たる所を有しておいて、帝に対し上書して「諫めたり」、「切諫」した上奏文が残されている。しかし祖父のような激しさは影をひそめ、人格的には一段と完成された域に達していた模様で、死して後に皇帝から「九徳じゅうとく純じゆんに備われり」と評された程である。楊家の人々が継承していた公平・廉直・潔癖な性格が一層純化され、他の半面に有していた厳しさ、激しさが消失した彼のような性格の人間を生みだしたについては、4代にわたる家学の影響も考慮に入れてよいであろう。

賜の後、子の彪が嗣ぐが、彪も又わかしくして家学を修めている。初めは請われても就官しようとしなかった点も父祖と同様である。後、請われて仕官するや、官吏の姦を發いて、天下を肅然たらしめたという。

董卓が王朝の権を掌握し、洛陽から長安に遷都しようとした時、彪は董卓と激しくわたりあったが、仲に立つ人があってようやく収まるという一幕もあった。結局、遷都は見送られることとなったが、このことのために彪は一時官を免ぜられた。

後、建業3年、許に都したが、彪は曹操と隙を生じてしまう。操は、謀反をおこした袁術と彪とが姻戚関係にあることを理由に、彪を獄に下そうとし

たが、孔融の言によって思いとどまっている。その孔融の言に、楊公（彪）は「4世清徳」である故に、仮りに楊公を亡きものにした時には、『易』にいう「積善の家に余慶あり」という格言が人を歎くものとなる、と述べられている。これによって、楊家が震以来4代続けて宰相を出したという栄光につつまれていることが、既に広く天下周知の事であったこと、そしてまた『易』の格言が当時の人々の規範として大きな影響力を有していたことがわかるのである。

この事件が結局未遂に終わったのは、楊家の徳が社会に承認されたものであることを示すものであって、まさに彪は、累世の楊家の徳によって難をまぬがれることができたのである。

彪は後漢王朝が次の魏に改まった後にも、魏への出仕を懇請されたが、固辞した。それでも魏は、彼を臣下としてではなく、賓客の礼をもって遇した。

震から彪に至る4代の間、家学としての「尚書」の学がうけつがれただけではなく、楊家を継いだ個人々に秀れた人が輩出し、結局4代続けて宰相を出し、袁氏とともに東京の名族と称された。

彪の子、修は俊才ありと称せられ、とりわけ文学の面に才能を発揮した。その才能の故に、魏の太子以下こぞって交を通じようとしたという。しかし一方では、彼を評して「才策あり」との記載もあるように、策士的な面ももちあわせていた。

初め曹操の幕下にあったが、やがて建安19年より、操の子、曹植の側近となった。それがために曹丕・曹植兄弟の、相続をめぐる抗争の渦中にまきこまれたが、あくまで曹植の下を離れようとはしなかった。

修が、曹の宿敵、袁氏の甥であったことも手伝って、丕・植の後継者争いが激化しようとする気配が見えはじめた時、曹操によって殺されてしまうのである。時に45才であった。

政争の渦中にあることを知りつつも、あえてそこを離れようとしなかった所は、楊氏一門の強項の氣風を受けついだものでもあろうか。

なお楊牧から亮に至る家系、奉から衆に至る家系については詳細を知る資料がない。

(4) 楊修以降

修の子は囂、囂の子は準であるが、いずれも晋代に名を知られたという。

準には囂、髦、俊という子があったが、ともに高官に除せられている。前漢の楊喜にはじまる楊一族の活躍は400年を経過してもなお続き、南北朝にもその後裔が高位高官に昇り、当時、広く名を知られていたのである。

『魏書』³⁹には楊播の伝が記載されているが、同じ弘農華陰の出身であるというから或は同宗の楊一族かもしれない。また『晋書』⁴⁰には、楊駿兄弟の記述が見えるが、やはり弘農華陰の出身である。これら2家が、上来検討してきた楊家といかなる関係にあるのか不明ではあるが、同郷の同姓であることを考えるならば、何らかの関係を有したのではないかと想定したくなる。

なお又南北朝を統一した隋朝も楊氏であって、その出身を弘農華陰とし、楊震の流れをくめる家柄であるとしている。⁴¹その真疑の程は不明ではあるが、隋朝をひらいた楊氏の本貫が弘農華陰だとするならば、同地の楊一族は、漢代より隋代に至るまで800年余、世族として存在していたこととなる。

3. むすび

漢代の楊氏の家系を検討し終えて、楊氏が名族として存続し得た理由を考えてみたい。

第1に、宗族を形成し得ていたことがあげられなければならない。家を狭義において、つまり家計をともにする生活共同体としてとらえた場合、その永続には困難を伴うことが予想されるのである。楊氏の場合を見ても判るように、楊氏の存続という場合も、家を広義において、つまり家系を同じくする人々の総称としてとらえた場合にはじめて、永続の可能性がでてくるのである。たとえてみれば、一本の幹から千枝万葉が生い茂る樹木全体の生命の永続を考えるべきであって、一枝のみに注目してその永続を問題にすること

は、中国人の家の観念とも乖離してしま⁶²う。家系の存続を考える場合に、宗族が形成されていることが前提されなければならない。宗族の形成をまっぴらしてはじめて、各家系に持続力と復元力が生じてくると考えられるのである。

楊家の場合、前漢の相統法のために功臣として与えられた封国は除かれてしまったが、この点は功臣としての存続と、一族としての家系の存続とは区別されなければならない。功臣としての地位喪失は家系の断絶を意味しない。しかし宗族が形成されていることが、封国の維持にも有利であることは論をまたない。

前漢時代の楊家は數の家系と敵の家系とに別れるが、數の家系の衰亡にかわって敵の家系がでてきて、楊一族の名望を荷うこととなる。同様に震の後も、長子の牧の家系ではなく、中子の秉の家系が、後漢時代の楊氏を代表する形となる。そうして全体として楊氏の永続が云々されるわけである。

第2に家の存立目的をもったことをあげなければならない。楊氏が名族としての地位を確立するのは、後漢に入ってからであるが、それはあたかも「尚書」を家学とした時期と一致する。経書の伝授を家学とすることは、前漢中葉からの社会の傾向であって、楊氏が家学を興したことも時代の反映に他ならない。したがって経書の伝授をもって世に立つ家が出てくるというのは、前漢中葉以降の歴史的特性であら⁶³う。しかしそのことが家の存続に影響をもったと考えられる。楊氏の場合、家学の形成が何如なる思想の下に始められたか、それを示す資料を欠いているけれども、「尚書」の伝授をもって家学とすることも、家存立の目的の一部を構成したであろうことは間違いないと思われる。家存立の目的が自覚され、そのことの内に道徳性が認められるとき、それが家系存続に大なる力をもつにちがいないのである。楊氏の場合、上述の通り経書の伝授を家学とし、後世まで公廉潔白な官吏の家として認められようとの意識が強烈であった。個人を越えて家自体の存立目的意識が自覚されることなしには、家系の存続は覚束ないのではあるまいか。

第3に家を継承していく人々の能力の問題である。能力および道徳性に富んだ子孫が輩出することが家系存続の第3の条件であらう。楊氏の場合、前

漢時代には封国を有しながらも相統法の制約もあったためか、やや不安定であったが、後漢に入ると、侯に封ぜられることは稀であったが、能力・徳性ともに秀れた人物が続出し、4代続けて宰相の位にまで昇っている。名族として称えられるのも当然のことであらう。

以上の3点の条件が揃った時に、その家系は永続の可能性を有するということが言えるであらう。

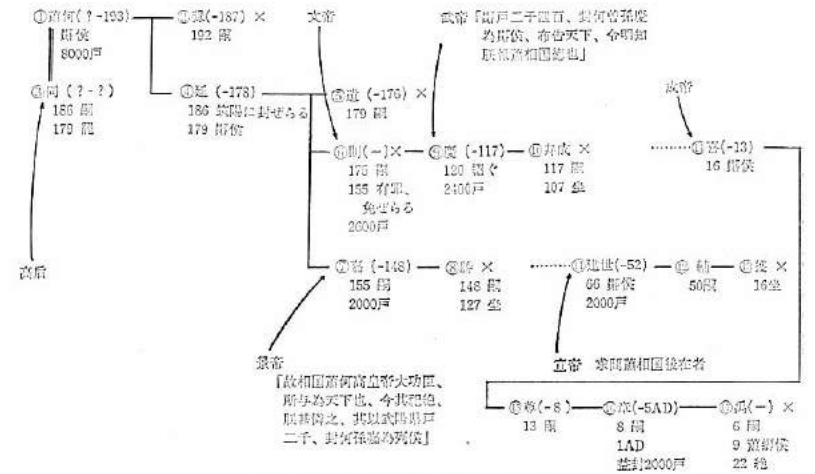
注

- (1) 『道徳科学の論文』[1928(昭和3)年刊]第三緒言。また水野治太郎「モラロジー研究の現状と課題」[『モラロジー研究』第1号、1973(昭和48)年刊]参照。
- (2) 横山良吉「長宗我部政権崩壊の一原因について」[『モラロジー研究』第1号、1973(昭和48)年刊]、『土佐戦国武将の盛衰の原因と末裔達』[1974(昭和49)年、モラロジー研究所刊]。
- 細川幹夫『世界の旧家と道徳との関係—その1イギリス—』[1966(昭和41)年、モラロジー研究所刊]、「ヨーロッパの旧家とその存続に関する一考察」[『社会教育資料』第48号、1967(昭和42)年、モラロジー研究所刊]。
- また美和信夫『天皇研究』[1981(昭和56)年、広池学園出版部刊]参照。
- (3) これを図表にすると下図のごとくなる。もって大体の傾向が把握されよう。

国際の理由 国際の 代数	亡後	有罪	その他	計 (%)	累計%
1	4	8	1	13 (8.6)	8.6
2	3	29	1	33 (21.7)	30.3
3	10	33	1	44 (28.9)	59.2
4	3	38	1	42 (27.6)	86.8
5	1	16	1	18 (11.9)	98.7
6	0	2	0	2 (1.3)	100.0
計	21	126	5	152	

- (4) 宇都宮清吉『中国古代中世史研究』[1977(昭和52)年刊]第9章。西嶋定生

漢代名族考



〔×印は印が除かれたことを示す〕〔漢書〕卷16, 39』

- 〔皇帝支配の成立〕〔『岩波講座世界歴史』4所収、1970(昭和45)年刊]
- (5) 宇都宮前掲書381～2ページ、368～9ページ。
 - (6) 西嶋前掲書240～1ページ。
 - (7) 宇都宮前掲書379ページ。
 - (8) 同上。
 - (9) 牧野巽「西漢の封建相統法」〔『牧野巽著作集第1巻 中国国家族研究(上)』所収、1979(昭和54)年刊] 300ページ。
 - (10) 注(8)参照。
 - (11) 『漢書』元帝紀。
 - (12) 牧野前掲書303ページ。
 - (13) 同上300ページ。
 - (14) 同上322ページ。
 - (15) 『漢書』高帝紀下。
 - (16) 仁井田陞『唐宋法律文書の研究』[1937(昭和12)年刊]808ページ。
 - (17) 『漢書』高惠高后文功臣表。
 - (18) 栗原朋信『秦漢史の研究』[1960(昭和35)年刊]299ページ。
 - (19) 同上297ページ。
 - (20) 『春秋穀梁伝』巻5、僖公17年条。『論語』堯曰篇。
 - (21) 『漢書』武帝紀、元鼎4年。
 - (22) 同上元帝紀、初元元年。
 - (23) 同上成帝紀、綏和元年。
 - (24) 同上成帝紀、綏和元年。
 - (25) 『漢書』宣帝紀によれば元康元年夏5月のこととされるが、功臣表ではすべて元康4年となっている。
 - (26) 『漢書』平帝紀。
 - (27) 同上。
 - (28) いまその有様を蕭何の家系図で示すと下表(次頁)のとおりである。蕭何の子孫は特例的な恩典にもかかわらず絶えてしまうのであるが、後漢王朝は蕭何を祀るに中率をもってしている(顯宗の永平2年、肅宗の建初7年、靈帝の永元3年、安帝の延光3年)。

- (29) 『漢書』高帝紀下、高祖12年。詔を下して「秦の始皇帝に墓守りとして20家、楚・魏・齊にはそれぞれ10家、趙および魏公子亡忌にはそれぞれ5家を与えて、その塚を守らせ」ようとしている。
- (30) 『漢書』外戚恩沢侯表に、「古来、受命した君や中興の君は、かならず滅びた国を再興し、絶えた家系に後継ぎをたて云々」とある。
- (31) 『漢書』列伝巻21、路温舒伝に「陛下は……滅亡したものを再興し、断絶したものを継続させ、もって天意に応えるべきです」とある。
- (32) 『漢書』高惠高后文功臣表。宣帝が功臣の子孫136家を再興させたことをもって、「中興の徳を章らかにした」と記している。また列伝巻45、夏侯勝伝には、宣帝が武帝の徳の大なることを述べた中に、「興滅継絶」のことがあげられている。
- (33) 以下『史記』高祖功臣侯者年表、『漢書』高惠高后文功臣表による。
- (34) 以下『史記』建元以来侯者年表、『漢書』景武昭宣元成功臣表、外戚恩沢侯表、列伝巻36、楊敞伝による。
- (35) 『漢書』列伝巻38、霍光伝。
- (36) 同上。
- (37) 以下『後漢書』列伝巻44、楊震伝、『三国志』魏書巻19による。
- (38) 『尚書』によれば①寛而栗、②柔而立、③愿而恭、④乱而敬、⑤擾而毅、⑥直

而温、⑦簡而廉、⑧剛而塞、⑨疆而義の9つである。

㉑ 卷58。

㉒ 卷40。

㉓ 『隋書』卷1。

㉔ 滋賀秀三『中国家族法の原理』[1967(昭和42)年刊]37ページ。

㉕ 袁良の家系も同様であると考えられる。

